

京都大学人文科学研究所図書室及び附属東アジア人文情報学研究センター図書室における  
「インターネット上で公開するデジタルデータの特別利用」の条件に係る内規

令和4年7月14日人文科学研究所長裁定

制定（趣旨）

第1条 この内規は、京都大学図書館保管資料特別利用規則（平成17年1月28日総長裁定）第11条第2項の規定に基づき、京都大学人文科学研究所図書室及び附属東アジア人文情報学研究センター図書室（以下「図書室」という。）の保管する資料のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するものを、特別利用の手続及び利用料の納付を要することなく利用する場合の条件について定めるものとする。

（特別利用の手続及び利用料の免除の対象）

第2条 京都大学図書館機構のウェブサイトにおいて公開する図書室の保管する資料のデジタルデータであって、その利用に関して特段の定めのないものの特別利用については、京都大学図書館保管資料特別利用規則第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、許可を得る手続及び利用料の納付を要しない。

（利用条件）

第3条 前条で定める特別利用を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書室が提供するデジタルデータであることを明示すること。
- (2) デジタルデータを改変した場合には、その旨を明示すること。

（その他）

第4条 この内規に定めるもののほか、図書室におけるインターネット上で公開するデジタルデータの特別利用に関し必要な事項については、人文科学研究所長が定める。

附 則

この内規は、令和4年7月14日から施行する。